

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

さらに、国民の理解と協力が得られるよう、介護保険財政の見通しを踏まえた保険料等について、積極的に広報を行うこと。

(2) 介護給付費負担金及び介護給付費交付金の不足等の理由により介護保険財政に不足が生じた場合にも、財政安定化基金からの貸付けを実施できるよう、基金の取扱いを明確にすること。

(3) 介護保険料の賦課徴収事務に係る費用について、財政措置を講じること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

また、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

特に、初期の認知症高齢者に対する支援の在り方について検討し、認知症の進行を抑制する事業に対する更なる支援策を講じること。

なお、実施時期については、都市自治体が基盤整備の実情に応じて判断できるように見直すこと。

② 地域支援事業交付金について、都市自治体の予算執行上での制限を緩和するなど、地域の実情に応じた事業展開が可能となるように見直すこと。

(3) 居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、人員体制等も含め、都市自治体の事務負担の増大を伴うことを考慮し、財政措置を含め十分な支援を講じること。

(4) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、都市自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

(5) 一定以上所得者の利用者負担の引上げや特別養護老人ホームの重点化について検証を行い、都市自治体の事務負担が過度とならないよう、適切に対応すること。

4. 次期制度改正について

(1) 将来を見据えて保険料の上昇を抑制するとともに、地域格差を是正すべく、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討し、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 軽度者に対する生活援助サービス等について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めて検討するに当たっては、都市自治体の負担等を勘案し、慎重に検討すること。

(3) 次期制度改正に当たっては、都市自治体と協議し、その意見を反映するとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

5. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。
特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。
- (4) 特定施設入居者生活介護事業所の施設の増床等の変更について、市町村介護保険事業計画との整合を図るため、都市自治体の意見を反映する仕組みとすること。

6. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合を図ること。
また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。
- (3) 特別徴収の対象要件を充たす第1号被保険者について、普通徴収期間を生じさせることなく介護保険料の特別徴収を開始できるよう、制度を整備すること。
- (4) 日本年金機構の事務処理を改善し、担保解除後の年金からの徴収が特別徴収に変更されるまでの期間を短縮すること。
- (5) 介護保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

7. 要介護認定について

- (1) 認定審査会が更新認定を行うに当たって、当該要介護認定者の心身の状態に変化が見込まれない場合、更なる認定有効期間の延長を行えるよう制度改正を行う

こと。

(2) 要介護認定事務の効率化を図るため、認定事務を更に改善すること。

また、主治医意見書について、迅速な作成のための措置を講じるとともに、従前の対価区分の取扱いを明確化すること。

さらに、認定調査事務について、指定市町村事務受託法人への委託が制限されることのないよう、保険者の実情に応じ、指定基準を緩和すること。

8. 介護報酬等について

平成 27 年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価・地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

9. 東日本大震災関係について

(1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じること。

10. その他

(1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、第 1 号被保険者の保険料で充当する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。

(2) 施設入所者の補足給付に係る資産要件の勘案について検証を行い、都市自治体の過重な事務負担とならないよう、適切に対応すること。

(3) 介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の自治体の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直すこと。

(4) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。

(5) 持続可能な制度を構築するため、介護保険運営の広域化を含めた制度改正の検討を行うこと。

- (6) グループホーム等のスプリンクラー設置に係る補助額を拡大すること。
- (7) 介護サービス利用料について、税制上の介護費控除を創設すること。
- (8) 介護療養病床の在り方の検討に当たっては、保険料及び都市自治体の財政負担が増大しないよう配慮するとともに、都市自治体等の意見を十分尊重すること。
- (9) 「生涯活躍のまち」構想の推進に当たっては、移住先の都市自治体において、受入れに向けた環境整備や社会保障費の波及増による財政負担等が想定されることから、関連する諸制度の見直しをはじめ、移住先の都市自治体に対する現状を踏まえた十分な支援措置を講じること。
- (10) 地域医療介護総合確保基金等により整備された介護サービス事業所について、他のサービス事業所に転用する場合や、本来業務に支障のない範囲で都市自治体が特に必要と認める用途に活用する場合は、補助金の返還を不要とすること。